



公共施設等総合管理計画

平成29年3月

令和4年3月改訂

渡島西部広域事務組合

Oshima Seibu Regional Administrative Association

はじめに

1	計画策定の目的	1
2	組合の沿革	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の策定内容	3
5	組合組織図	4

第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1	公共施設の現状	5
2	保有する施設について	6
3	公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率等	10
4	人口についての今後の見通し	18

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1	計画期間	19
2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	19
3	現状や課題に関する基本認識	20
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	21
5	フォロー体制に関する実施方針	24

第3章 所属ごとの管理に関する基本方針

1	所属ごとの方針	25
	（参考）用語説明	27

はじめに

1 計画策定の目的

我が国においては、高度経済成長期やバブル経済期前後にかけて大きな社会資本投資を行ってきました。これは、町民ニーズや社会状況の変化とともに、様々な公共施設等を整備し、また一方で、平成 24 年 12 月に起きた笹子トンネル天井板落下事故による、公共施設等の社会資本の老朽化は大きな話題になったところです。

このように、我が国全体の社会資本の老朽化への対応と様々な災害対策に向けた国土強靱化を目指す国の方針は既に進んでいるところですが、これに加え、少子・高齢化の進行などによる人口構造が大きく変化し、人口減少に伴う施設の統廃合や複合化、施設更新コスト圧縮のための長寿命化という大きな社会的な課題が懸念されています。

人口減少に伴う経済縮小や労働力人口の減少、社会基盤整備や社会保障による財政の悪化など、様々な想定を考えつつ、社会資本投資による公共施設等は、老朽化の進行や更新時期の到来、人口減少や少子・高齢化の進行に伴う統廃合や複合化の必要性、大規模災害等への対応などにより、施設等を取り巻く環境は大きく変化しており、これらへの対応が迫られています。

このような状況の中、平成 26 年 4 月、内閣府、総務省が主導となって中央・地方公共団体の全てが「公共施設の今後の在り方」について資産更新問題を見据えた取りまとめを行うというのが「公共施設等総合管理計画」です。これによりすべての地方公共団体ならびに広域事務組合は、公共施設等（建築物）、道路や橋梁などのインフラ系施設など全ての公共施設等を対象として、10 年以上の長期の視点を持ち、財政見通しと施設維持管理費に配慮した公共施設等総合管理計画を策定することを要請されています。

この「渡島西部広域事務組合 公共施設等総合管理計画」は、様々な社会情勢を踏まえ、公共施設等の全体像を明らかにし、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理を推進することを目的として策定するものです。

また、本計画は令和 3 年度に策定した個別施設計画の内容及び令和 3 年 1 月 22 日の総務省通知を踏まえて改訂したものとなります。

2 組合の沿革

当組合は、消防常備化の機運にあった松前町と福島町が、昭和45年4月に政令指定を受け組合を結成して発足し、昭和47年4月に知内町と木古内町も加入して渡島西部消防事務組合として再発足しました。

一方、衛生部門は、昭和47年7月にし尿処理関係が4町体制で発足し、ごみ処理関係が昭和50年4月に松前町を除く3町体制で発足しました。

その後、組合事務の効率化を図るため、昭和57年4月に消防部門と衛生部門を統合して、名称も渡島西部広域事務組合（以下、当組合という）に改め新発足をし、平成11年10月には一般廃棄物最終処分場の建設、さらに平成12年4月にごみ処理関係への松前町加入によって、消防衛生両部門が4町体制となり、現在に至っております。

また、ダイオキシン対策による規制強化のため、ごみ焼却施設及び動物焼却炉は平成14年11月30日で廃止、平成24年3月に解体工事を終了しました。

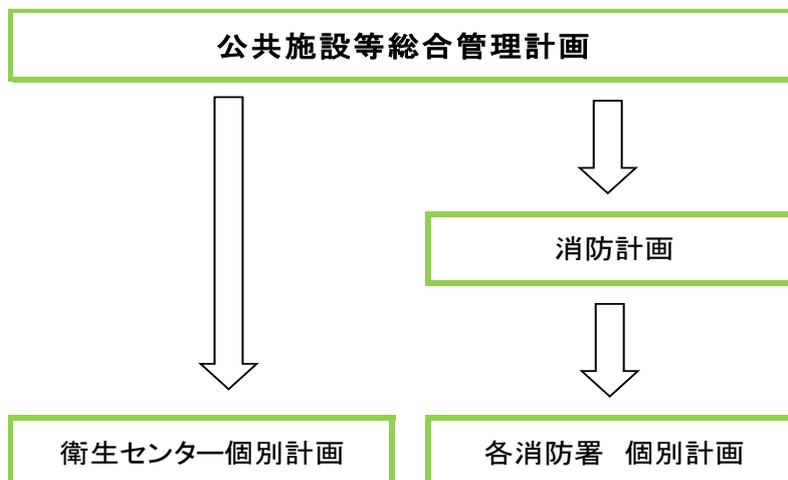
なお、減量化を目的にリサイクルプラザを平成14年12月1日より稼働しております。

更に、平成23年度から平成25年度までの3カ年事業で高度処理の技術を駆使した「汚泥再生処理センター」が平成26年3月に完成しました。



3 計画の位置づけ

本計画については公共施設等総合管理計画を上位計画と位置づけ、衛生センターについては個別計画、各消防署においては令和3年11月作成の消防計画を中心にそれぞれの署における個別計画を実施します。



4 計画の策定内容

総務省の「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針（平成 26 年 4 月 22 日総務省）においては、財源や人口の見通しを踏まえ、公共施設の数量規模が適正か検討した上で、次の内容を含めることが求められています。

1. 公共施設等の現況及び将来の見通し
 - (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
 - (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
 - (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
 - (1) 計画期間
 - (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
 - (3) 現状や課題に関する基本認識
 - (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ① 点検・診断等の実施方針
 - ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
 - ⑤ 長寿命化の実施方針
 - ⑥ 統合や廃止の推進方針
 - ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
 - (5) フォローアップの実施方針
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

※公共施設：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。

維持管理：施設、設備、構造物等の機能維持のための必要となる点検・調査、補修などをいう。

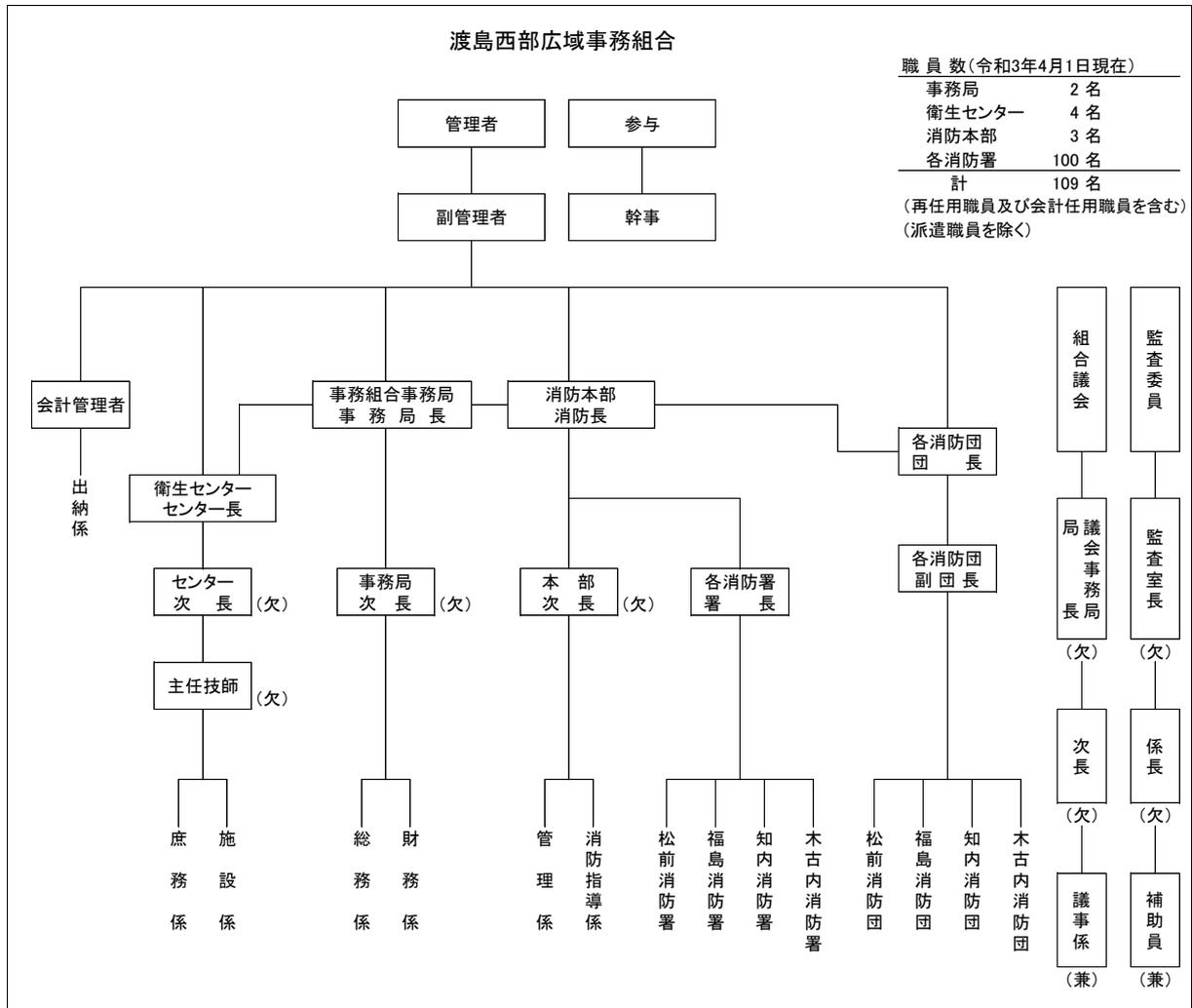
修繕：公共施設等を直すこと。

なお、修繕を行った後の効用が従前より大きい小さいかを問わない。

更新：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。
（総務省「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の策定について」より）

5 組合組織図

当組合の組織図は次のとおりです。



第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し

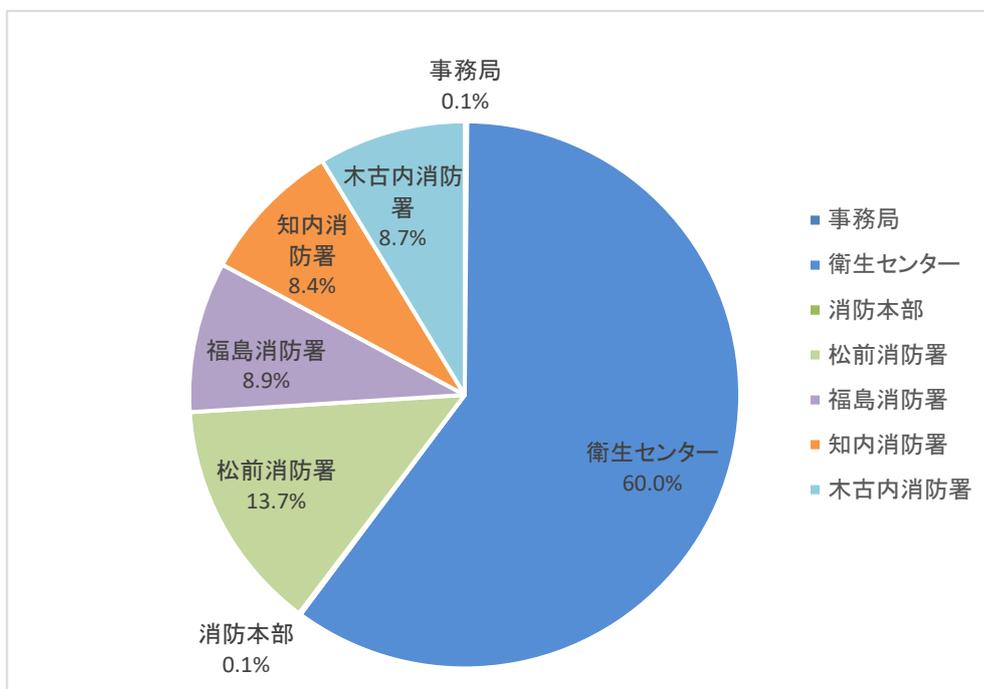
1 公共施設の現状

■各所属別、延床面積

所属	延床面積(m ²)	割合
事務局	19.44 m ²	0.1%
衛生センター	8,018.75 m ²	60.0%
消防本部	15.21 m ²	0.1%
松前消防署	1,832.37 m ²	13.7%
福島消防署	1,189.09 m ²	8.9%
知内消防署	1,144.99 m ²	8.6%
木古内消防署	1,156.45 m ²	8.6%
合計	13,376.30 m ²	100.0%

※各所属の公有財産台帳より集計

当組合の公共施設（建築物）延床面積の合計は約 1.3 万m²であり、所属別内訳では衛生センターが 60.0%、松前消防署が 13.7%と続きます。



2 保有する施設について

本計画で示す公共施設等に該当する施設は下記のとおりです。

■衛生センター

【リサイクルプラザ】

所在地	福島町字千軒 31 番地 1
完成年月	平成 15 年 1 月
建築面積(延床面積)	2,279.15 m ²
建築費	8 億 2,845 万円
構造	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 2 階建
処理能力	12t/日

【汚泥再生処理センター】

所在地	福島町字千軒 31 番地 1
完成年月	平成 26 年 3 月
建築面積(延床面積)	4,065.78 m ²
建築費	21 億 9,392 万円
構造	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 地下 1 階・地上 2 階建
処理能力	64 kℓ/日

【一般廃棄物最終処分場】

所在地	福島町字千軒 30 番地 4
完成年月	平成 11 年 9 月
建設費	15 億 5,729 万円
(埋立処分場)	
埋立面積	13,500 m ²
埋立容積	75,000 m ³
(浸出水処理施設)	
建築面積(延床面積)	808.51 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 平家建
処理能力	50 m ³ /日

【ストックヤード】

所在地	福島町字千軒 31 番地 1
完成年	平成 28 年 12 月
建築面積(延床面積)	276.39 m ²
建築費	8,732 万円
構造	鉄骨造 平家建

【その他の施設】

用途	倉庫(リサイクルプラザ関連施設)
所在地	福島町字千軒 31 番地 1
完成年月	平成 15 年 1 月
建築面積(延床面積)	180.56 m ²
建築費	3,224 万円
構造	鉄骨造 平家建

用途	車庫(汚泥再生処理センター関連施設)
所在地	福島町字千軒 31 番地 1
完成年月	平成 26 年 3 月
建築面積(延床面積)	120.37 m ²
建築費	1,774 万円
構造	鉄骨造 平家建

用途	流動床棟(汚泥再生処理センター関連施設)
所在地	福島町字千軒 31 番地 1
完成年月	平成 26 年 3 月改築
建築面積(延床面積)	131.99 m ²
建築費	8,100 万円
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建

用途	車庫(最終処分場関連施設)
所在地	福島町字千軒 30 番地 4
完成年月	平成 11 年 9 月
建築面積(延床面積)	156.00 m ²
建築費	2,169 万円
構造	鉄骨造 平家建

■消防庁舎

施設名	所在地	構造	延面積	完成年度	備考
消防本部	福島町字三岳 45 番地 1	鉄筋コンクリート 2 階	50.50 m ²	昭和 56 年	福島消防署内
松前消防署	松前町字建石 216 番地 1	鉄筋コンクリート 2 階	928.38 m ²	昭和 60 年	
江良出張所	松前町字江良 864 番地	ブロック造 2 階	155.52 m ²	昭和 48 年	
福島消防署	福島町字三岳 45 番地 1	鉄筋コンクリート 2 階	969.74 m ²	昭和 56 年	消防本部 併設事務局
知内消防署	知内町字重内 24 番地 1	鉄筋コンクリート 2 階	712.65 m ²	昭和 50 年	
木古内消防署	木古内町字大平 27 番地 11	鉄筋コンクリート 2 階	855.62 m ²	昭和 50 年	

※消防計画 抜粋

■消防職員宿舎

施設名	所在地	構造	棟数	世帯数	延面積	完成年度
職員待機宿舎	松前町字江良 902 番地 2	鉄筋コンクリート 平家	1	2	104.34 m ²	昭和 50 年

※消防計画 抜粋

■消防団車庫及び器具置場

所属	分団名	所在地	施設名	構造	延面積 (㎡)
松前	大島分団	松前町字原口 396 番地 2	器具置場	木造	33.12
		松前町字清部 113 番地	器具置場	鉄骨鉄板張	79.24
	小島分団	松前町字茂草 618 番地	器具置場	木造 2 階建	33.10
		松前町字静浦 44 番地	器具置場	ブロック造	32.90
		松前町字札前 37 番地	器具置場	ブロック造	14.85
		松前町字札前 153 番地 3	待機所	木造	22.68
		松前町字館浜 256 番地 2	器具置場	ブロック造	35.10
		松前町字赤神 110 番地 1	器具置場	ブロック造 2 階建	136.08
	松前分団	松前町字福山 146 番地	器具置場	木造	33.12
	大沢分団	松前町字朝日 505 番地 2	器具置場	木造	33.12
		松前町字大沢 310 番地 1	器具置場	木造	19.87
		松前町字荒谷 150 番地	器具置場	ブロック造	14.85
		松前町字白神 52 番地	器具置場	ブロック造	28.32
	福島	吉野分団	福島町字吉野 550 番地	器具置場	木造
吉岡分団		福島町字館崎 350 番地 15	分団格納庫	木造	59.13
白符分団		福島町字白符 568 番地 1	器具置場	木造	24.30
福島分団		福島町字三岳 45 番地 1	消防署内	鉄筋コンクリート	969.74
千軒分団		福島町字千軒 86 番地 1	分団格納庫	木造	51.03
知内	第 2 分団	知内町字涌元 163 番地	器具置場	木造モルタル	87.30
	第 4 分団	知内町字湯の里 82 番地 13	器具置場	木造	34.02
木古内	第 2 分団	木古内町字札苅 226 番地 5	器具置場	木造	111.78
	第 3 分団	木古内町字泉沢 55 番地	器具置場	木造	81.08
	第 4 分団	木古内町字釜谷 86 番地 1	器具置場	木造	50.22

※消防計画 抜粋

3 公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率等

(1) 有形固定資産減価償却率（老朽化比率）

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額（再調達価額）}$$

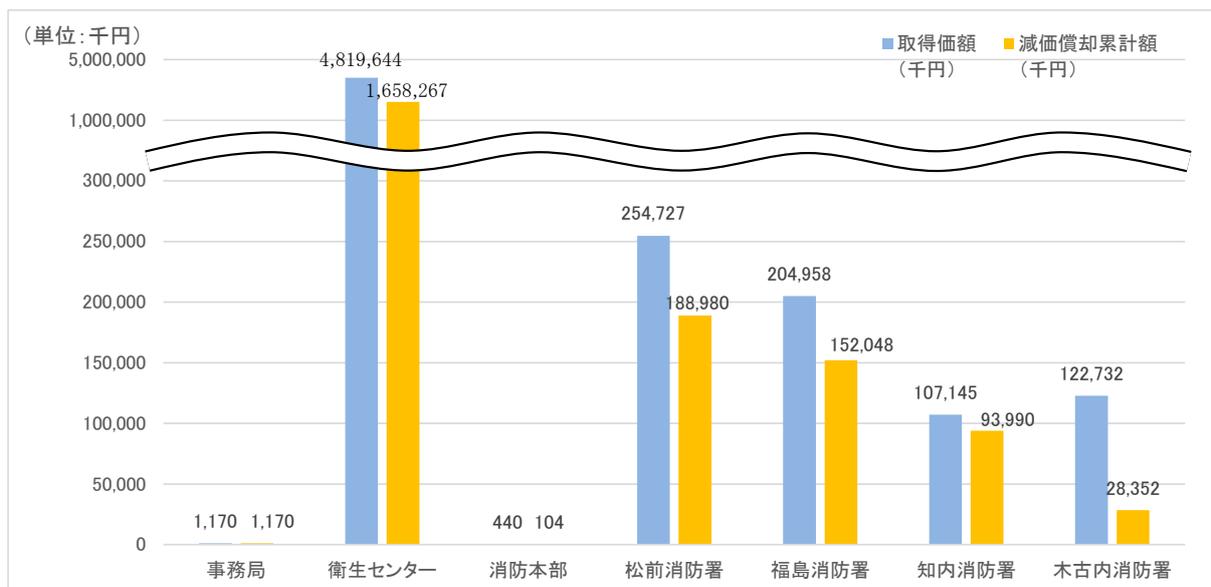
有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することが出来ます。

100%に近いほど償却が進んでおり、一般的な目安として有形固定資産減価償却率は 35～50%程度と言われていますが、各所属の有形固定資産減価償却率は以下のとおりであり、今後耐用年数の到達とともに償却率が更になることが予想されます。

当組合としては、全体の償却率は平均推移をしているものの、個別にみると各消防署の償却率が進んでいます。公共施設の改修・建替え等については第3章に記載します。

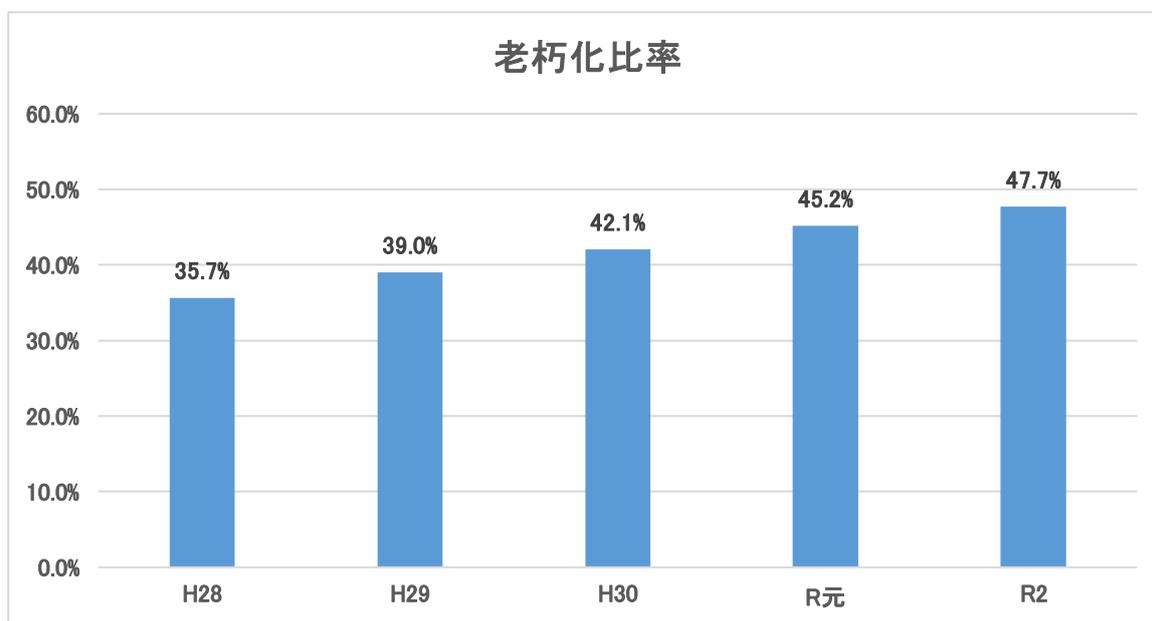
■所属別一覧

所 属	取得価額(再調達価額) (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
事務局	1,170	1,170	100.0%
衛生センター	4,819,644	1,658,267	34.4%
消防本部	440	104	23.5%
松前消防署	254,727	188,980	74.2%
福島消防署	204,958	152,048	74.2%
知内消防署	107,145	93,990	87.7%
木古内消防署	122,732	28,352	23.1%
合 計	5,509,645	2,121,739	38.5%



■減価償却の推移

建築物の減価償却率は、平成 28 年度に 35.9%であったものが令和 2 年度には 47.9%と増加しており、今後も建替えや統合、縮小による耐用年数の過ぎた資産を取り壊さない限り、今後も増加を続けることとなります。



■ 個別詳細

No.	所属	名称	取得年度	取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
1	事務局	事務局 車庫	1989	1,170	1,170	100.0%
2	消防本部	消防本部 車庫	2016	441	104	23.5%
3	松前消防署	松前消防庁舎	1985	199,380	148,474	74.5%
4	松前消防署	松前消防庁舎収納庫	1985	750	750	100.0%
5	松前消防署	松前消防庁舎物置	1989	2,575	2,575	100.0%
6	松前消防署	江良出張所	1972	5,770	5,770	100.0%
7	松前消防署	江良出張所物置	1974	499	499	100.0%
8	松前消防署	江良出張所 職員待機宿舎	1975	7,500	7,181	95.7%
9	松前消防署	江良出張所 車庫	2009	1,260	815	64.7%
10	松前消防署	江良出張所 待機宿舎物置	1973	584	583	100.0%
11	松前消防署	江良出張所 待機宿舎物置	1975	584	583	100.0%
12	松前消防署	原口消防器具置場	2016	4,310	454	10.5%
13	松前消防署	清部消防器具置場	1971	2,500	2,500	100.0%
14	松前消防署	茂草消防器具置場	1999	4,673	4,673	100.0%
15	松前消防署	静浦消防器具置場	1973	1,200	1,200	100.0%
16	松前消防署	札前消防器具置場	1963	170	170	100.0%
17	松前消防署	札前消防器具置場	1983	1,847	1,847	100.0%
18	松前消防署	館浜消防器具置場	1963	170	170	100.0%
19	松前消防署	赤神器具置場	1973	5,600	5,600	100.0%
20	松前消防署	福山消防器具置場	1993	4,480	4,480	100.0%
21	松前消防署	上川消防器具置場	2000	4,599	4,599	100.0%
22	松前消防署	大沢消防器具置場	2014	3,348	1,339	40.0%
23	松前消防署	荒谷消防器具置場	1962	170	170	100.0%
24	松前消防署	白神消防器具置場	1974	1,260	1,260	100.0%
25	福島消防署	福島消防庁舎	1980	168,190	131,188	78.0%
26	福島消防署	吉野分団器具置場	2020	7,996	0	0.0%
27	福島消防署	吉岡分団格納庫	2009	9,550	7,003	73.3%
28	福島消防署	白符分団器具置場	2017	6,707	1,341	20.0%
29	福島消防署	千軒分団機械格納庫	1998	6,615	6,615	100.0%
30	福島消防署	岩部分団(自警団)器具置場	1992	1,468	1,468	100.0%
31	福島消防署	宮歌分団(自警団)器具置場	1994	1,960	1,960	100.0%

No.	所属	名称	取得年度	取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
32	福島消防署	浦和分団(自警団)格納庫	1996	2,472	2,472	100.0%
33	知内消防署	知内消防庁舎	1974	76,965	70,808	92.0%
34	知内消防署	消防自動車格納資材庫 (その1)	1996	12,133	9,393	77.4%
35	知内消防署	消防自動車格納 資材庫 (その2)	1996	12,473	9,657	77.4%
36	知内消防署	第2分団器具置場	1971	1,248	1,248	100.0%
37	知内消防署	第4分団器具置場	2010	4,326	2,884	66.7%
38	木古内消防署	木古内消防庁舎	2017	83,115	4,987	6.0%
39	木古内消防署	木古内消防署車庫(庁舎裏)	2017	5,519	974	17.6%
40	木古内消防署	札苅機械器具置場	1996	12,744	12,744	100.0%
41	木古内消防署	泉沢機械器具置場	2017	14,634	2,927	20.0%
42	木古内消防署	釜谷機械器具置場	1999	6,720	6,720	100.0%
43	衛生センター	一般廃棄物最終処分場浸出 水処理施設	1999	1,557,290	860,608	55.3%
44	衛生センター	一般廃棄物最終処分場車庫	1999	21,694	21,694	100.0%
45	衛生センター	リサイクルプラザ	2002	828,450	392,424	47.4%
46	衛生センター	倉庫(リサイクルプラザ)	2002	32,235	18,717	58.1%
47	衛生センター	ストックヤード(倉庫)	2016	87,318	9,191	10.5%
48	衛生センター	汚泥再生処理センター	2014	2,193,920	346,408	15.8%
49	衛生センター	流動床棟(2014 改築)	2014	81,000	12,789	15.8%
50	衛生センター	車庫兼倉庫(汚泥再生処理 センター)	2014	17,737	3,433	19.4%

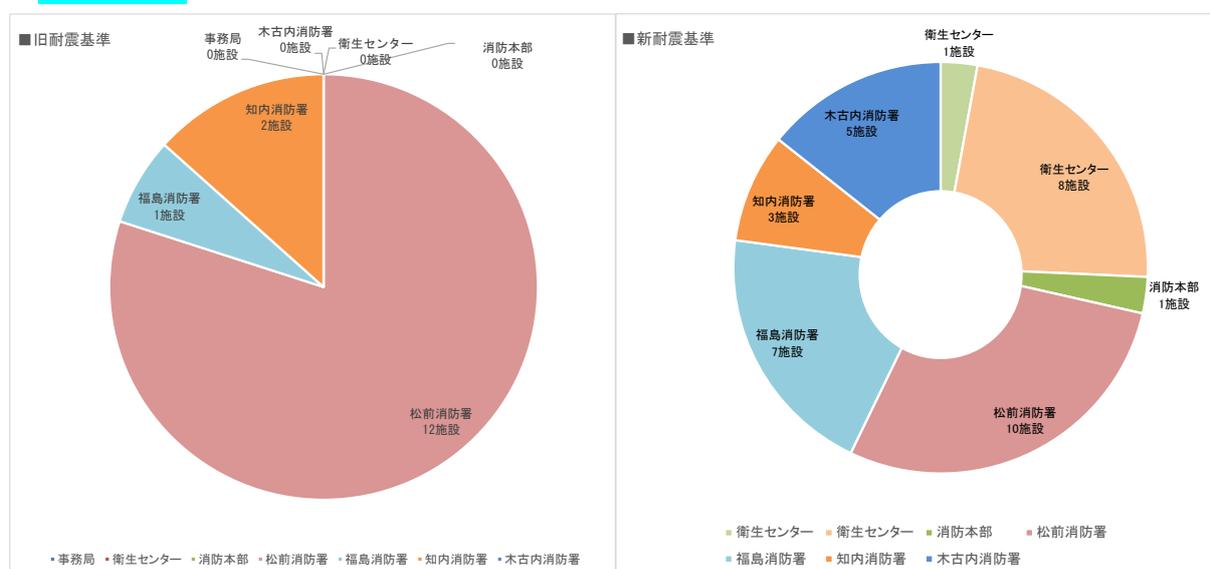
(2) 公共施設（建築物）の年度別取得状況

1981年（昭和56年）5月31日以前の建築確認において適用されていた旧耐震基準は、震度5強程度の揺れで建物が倒壊しない設定とされていますが、新耐震基準は震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されており、旧耐震基準の公共施設等については、早い段階での方向性の検討が必要となります。

■耐震別公共施設件数

旧耐震基準：1981年（昭和56年）以前に建設された公共施設（建築物）

新耐震基準：1982年（昭和57年）以降に建設された公共施設（建築物）



当組合としては、旧耐震基準に該当する公共施設については、その施設の状況を確認しながら、今後の改修や建替え等を検討していきます。

また、新耐震基準に該当する施設については、継続的な維持管理を行っていきます。

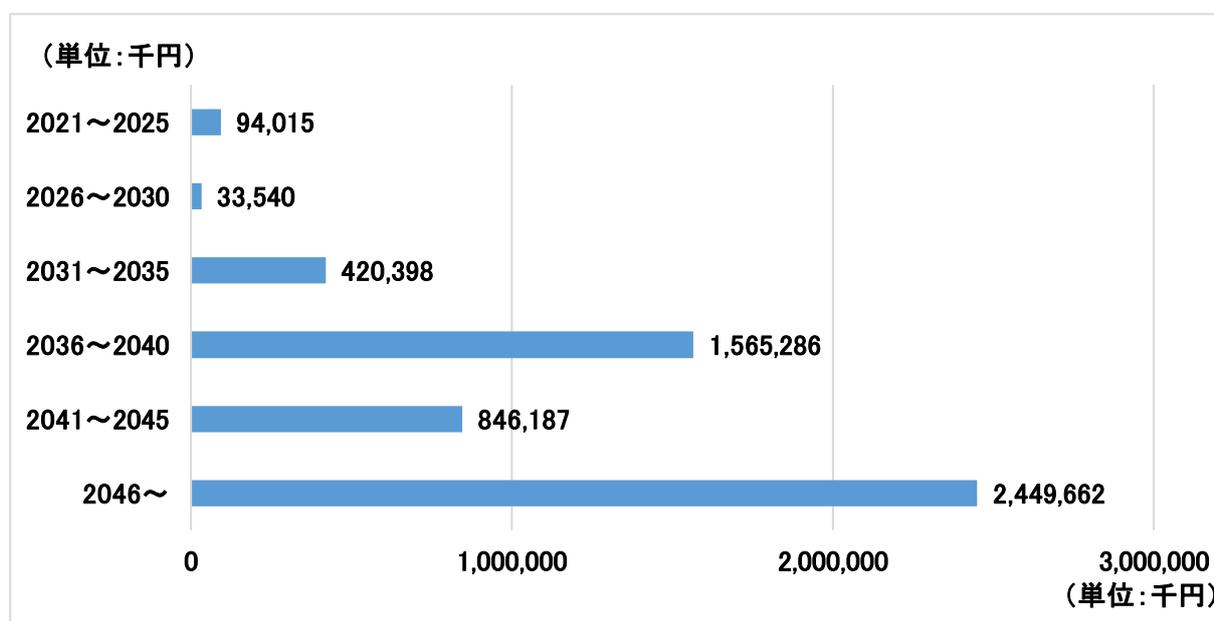
(3) 更新必要年度と更新必要額

現存する公共施設（建築物）を取得価額（再調達価額）で更新した場合、2021年度以降に耐用年数を迎える施設の更新必要額の総額が約54.1億円となります。5年ごとの期間で見ると、2031年度から2035年度までの期間で、その費用は約4.2億円となり、2041年度から2045年度は約8.5億円、2046年度以降には約24.5億円と、改修・更新等による財政への負担が懸念されます。

■公共施設（建築物）の更新費用（5年ごとの集計）

※更新必要額とは、建築物が耐用年数を迎え、取得価額をもって再度建設した場合の金額を示す。

到達年数	更新必要額 (千円)	年平均 (千円)	主な施設(到達年数)
2021～2025	94,015	18,803	知内消防庁舎(2025年)
2026～2030	33,540	6,708	大沢消防器具置場(2030年)
2031～2035	420,398	84,080	松前消防庁舎(2033年)、福島消防庁舎(2032年)
2036～2040	1,565,286	313,057	一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設(2038年)
2041～2045	846,187	169,237	リサイクルプラザ(2041年)
2046～	2,449,662	489,932	汚泥再生処理センター(2035年)等
合計	5,409,088		



■個別施設 耐用年数等一覧

※経過年数は2020年度を基準に算出。

※耐用年数は、公有財産台帳を基に記載。不明な施設は「総務省 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 耐用年数表」を基に算出。

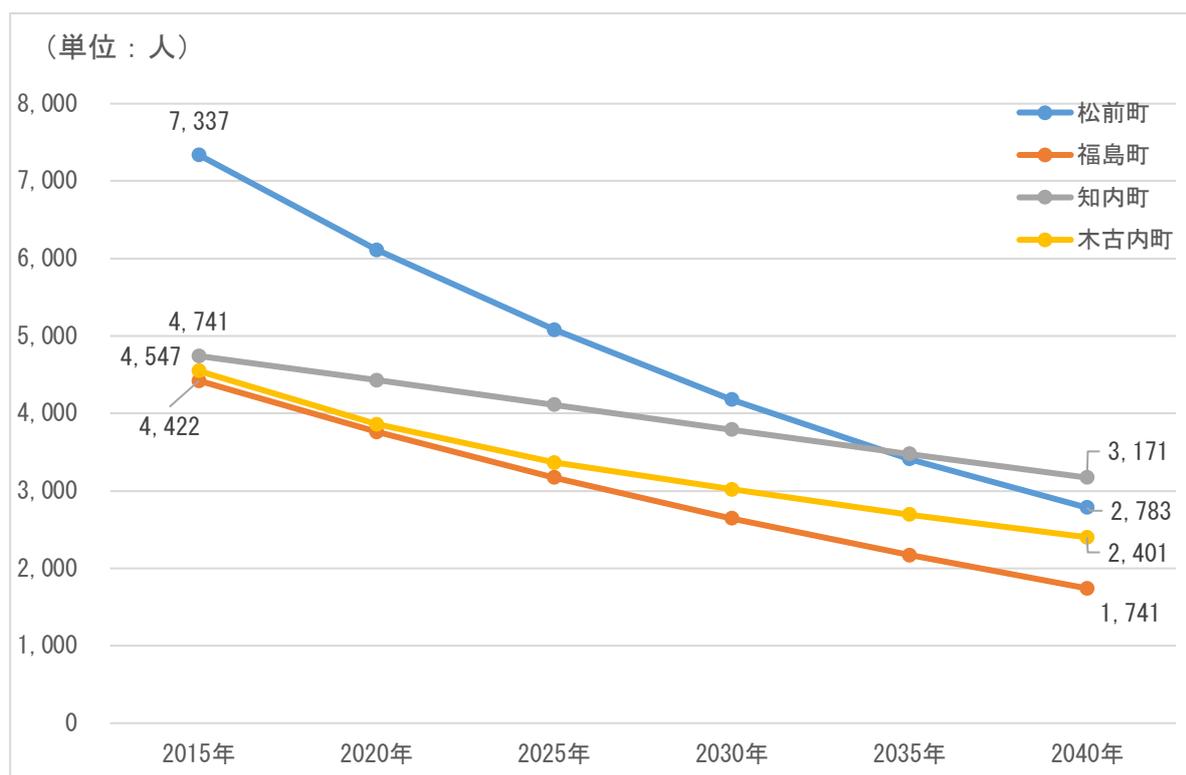
No.	所属	名称	取得年度	経過年数	耐用年数	到達年数	構造
1	事務局	事務局 車庫	1989	31	17	2007	木造
2	消防本部	消防本部 車庫	2016	4	17	2034	プレハブ
3	松前消防署	松前消防庁舎	1985	35	50	2035	鉄筋コンクリート
4	松前消防署	松前消防庁舎収納庫	1985	35	15	2001	木造
5	松前消防署	松前消防庁舎物置	1989	31	15	2005	木造
6	松前消防署	江良出張所	1972	48	38	2011	ブロック造
7	松前消防署	江良出張所物置	1974	46	15	1990	木造
8	松前消防署	江良出張所 職員待機宿舎	1975	45	47	2023	鉄筋コンクリート
9	松前消防署	江良出張所 車庫	2009	11	17	2027	木造
10	松前消防署	江良出張所 待機宿舎物置	1973	47	15	1989	木造
11	松前消防署	江良出張所 待機宿舎物置	1975	45	15	1991	木造
12	松前消防署	原口消防器具置場	2016	4	15	2031	木造
13	松前消防署	清部消防器具置場	1971	49	31	2003	鉄骨鉄板張
14	松前消防署	茂草消防器具置場	1999	21	15	2015	木造
15	松前消防署	静浦消防器具置場	1973	47	34	2008	ブロック造
16	松前消防署	札前消防器具置場	1963	57	34	1998	ブロック造
17	松前消防署	札前消防器具置場(待機所)	1983	37	34	2018	木造
18	松前消防署	館浜消防器具置場	1963	57	34	1998	ブロック造
19	松前消防署	赤神器具置場	1973	47	34	2008	ブロック造
20	松前消防署	福山消防器具置場	1993	27	15	2009	木造
21	松前消防署	上川消防器具置場	2000	20	15	2016	木造
22	松前消防署	大沢消防器具置場	2014	6	15	2030	木造
23	松前消防署	荒谷消防器具置場	1962	58	34	1997	ブロック造
24	松前消防署	白神消防器具置場	1974	46	34	2009	ブロック造
25	福島消防署	福島消防庁舎	1980	39	50	2031	鉄筋コンクリート
26	福島消防署	吉野分団器具置場	2020	0	15	2036	木造平屋建
27	福島消防署	吉岡分団格納庫	2009	11	15	2025	木造
28	福島消防署	白符分団器具置場	2017	3	15	2033	木造
29	福島消防署	千軒分団機械格納庫	1998	22	15	2014	木造

No.	所属	名称	取得 年度	経過 年数	耐用 年数	到達 年数	構造
30	福島消防署	岩部分団(自警団)器具置場	1992	28	15	2008	木造
31	福島消防署	宮歌分団(自警団)器具置場	1994	26	15	2010	木造
32	福島消防署	浦和分団(自警団)格納庫	1996	24	15	2012	木造
33	知内消防署	知内消防庁舎	1974	46	50	2025	鉄筋コンクリート
34	知内消防署	消防自動車格納資材庫(その1)	1996	24	31	2028	鉄骨造
35	知内消防署	消防自動車格納資材庫(その2)	1996	24	31	2028	鉄骨造
36	知内消防署	第2分団器具置場	1971	49	15	1987	木造
37	知内消防署	第4分団器具置場	2010	10	15	2026	木造
38	木古内消防署	木古内消防庁舎	2017	3	50	2068	鉄筋コンクリート
39	木古内消防署	木古内消防署車庫(庁舎裏)	2017	3	17	2035	薄板鉄板構造
40	木古内消防署	札苧機械器具置場	1996	24	15	2012	木造
41	木古内消防署	泉沢機械器具置場	2017	3	15	2033	木造
42	木古内消防署	釜谷機械器具置場	1999	21	15	2015	木造
43	衛生センター	一般廃棄物最終処分場浸出水 処理施設	1999	21	38	2038	鉄筋コンクリート
44	衛生センター	一般廃棄物最終処分場車庫	1999	21	31	2030	鉄骨鉄板張
45	衛生センター	リサイクルプラザ	2002	18	38	2041	鉄筋コンクリート
46	衛生センター	倉庫(リサイクルプラザ)	2002	18	31	2034	鉄骨鉄板張
47	衛生センター	ストックヤード(倉庫)	2016	4	38	2055	鉄筋コンクリート
48	衛生センター	汚泥再生処理センター	2014	6	38	2053	鉄筋コンクリート
49	衛生センター	流動床棟(2014改築)	2014	6	38	2053	鉄筋コンクリート
50	衛生センター	車庫兼倉庫(汚泥再生処理セ ンター)	2014	6	31	2046	鉄骨鉄板張

4 人口についての今後の見通し

各町の人口推計をみると、松前町で2040年には2,783人（2015年の37.9%）、福島町で1,741人（2015年の39.4%）、知内町で3,171人（2015年の77.5%）、木古内町で2,401人（2015年の52.8%）と、どの自治体も約30～60%近く減少する見通しとなっています。

◆各町の人口推移



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
松前町	7,337	6,112	5,081	4,178	3,412	2,783
福島町	4,422	3,763	3,173	2,645	2,168	1,741
知内町	4,741	4,430	4,111	3,790	3,475	3,171
木古内町	4,547	3,859	3,366	3,019	2,694	2,401

(出典) 松前町：人口ビジョンパターン③
 福島町：福島町が目指す推計（第2期）
 知内町：人口ビジョンパターン1
 木古内町：独自目標
 各人口ビジョンの目標値を加工し作成。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 計画期間

当組合の公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理については、老朽化を迎える公共施設等の増加と並行しながら、施設等の持続的な保持のための事業実施を基本とすることとし、計画期間は10年間（平成28年度から令和7年度）とします。

また、個別の施設の更新・統廃合等については、必要に応じて、施設ごとに個別計画を策定していくこととします。

なお、今後の個別計画や社会情勢の変化などに応じ、適宜見直しを行っていくこととします。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な公共施設の管理取組体制

公共施設等の管理については、現状、衛生センター並びに各消防署で管理され、必ずしも情報が一元的に管理されてこなかったことから、総合的かつ計画的に管理する部署として、衛生部門は衛生センター、また、消防部門は消防本部と定め、事務局は全庁的な調整業務を担う部署とします。

(2) 情報管理・共有方策

戦略的に計画を推し進めるためには、施設の情報を適切な形で蓄積し、それらのデータを有効活用することが必要です。具体的には、施設の部材情報や劣化状況等の情報をもとにした点検・診断や、工事履歴等を踏まえた維持・修繕など、情報の有効活用を図るとともに、これらの情報に各管理担当者が容易にアクセスできる環境を整え、日常的な管理の場面から情報を活用していくことが重要です。

3 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の改修・更新等への対応

高度経済成長等の社会的経済的状況に対応するために建設してきた膨大な公共施設等が、今後、老朽化の度合いを深めていくことに伴い、安全性の問題、機能劣化の問題等もまた深刻化せざるを得ません。今後も、行政サービスを適正なレベルで提供し続けていくためには、これら施設の維持管理していくことが予測され、計画的に対処していくことが必要であります。

健全な財政状況を維持するためには、改修・更新等にかかる費用を平準化させるとともに、投資費用を抑制することが必要であり、中長期的な視点による、戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組む必要があります。

(2) 人口減少への対応

当組合にかかる各町の総人口は、1960年から減少を続けており、人口全体の減少の本格化が避けられないのみならず、年齢構成別に見ると、幼少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口の増加による少子高齢化が一層進む厳しい予測になっています。したがって、全体の人口減少だけでなく年齢構成別や地域別に見た場合に予測される人口の変化が、行政サービスに求めるニーズへどのように影響するか着目するとともに、他の社会情勢の変化によるニーズの変化も十分に考慮した上で、最適な施設のあり方を検討していくことが求められます。

(3) 逼迫する財政状況への対応

今後、各町では人口の減少に一般財源の減少が予想されることに加えて、高齢化の進行に伴う扶助費等の義務的経費が増加することから、公共施設等の維持管理のための財源確保ができなくなることが見込まれます。

こうした厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理にかかる費用を縮減し、なおかつ、機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

既存施設については、老朽化の状況や今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、長寿命化を柱に、建て替え、複合化、広域化のいずれかを選択し、建て替えをする場合には、まず減築や他の施設との複合化を検討します。

建築基準法改正前1981年（昭和56年）以前に建てられたもの、また、木造の耐用年数を40年、非木造の耐用年数を50年と設定した場合に、計画策定最終年次である令和7年時に耐用年数を超える施設を優先的に検討します。

また、耐用年数を経過していない施設も、著しい劣化が認められる場合、検討します。各町の過疎計画と整合性を取りながら進めて行くものとします。

①公共施設

■供給に関する方針

・機能の複合化等による効率的な施設配置

老朽化が著しいが、廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、施設の統合や機能の複合化等により、効率的な施設配置及び町民ニーズの変化への対応を図ります。

・施設総量の適正化

構成町住民の要望や、各町における上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。

■品質に関する方針

・予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めます。

・計画的な長寿命化の推進

建物の長寿命化を推進する上で必須となる、建物ごとの長期保全計画を作成することとし、計画を作成する際に必要となる基準等を整備します。その上で、建物ごとの長期保全計画に基づいて今後生じる費用等を算出し、計画的な修繕・改修を実施します。

■財務に関する方針

・長期的費用の縮減と平準化

改修・更新等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。

・維持管理費用の適正化

各施設の維持管理コストについて、データを蓄積し、類似用途の施設間などで比較を行うことで、問題点等を洗い出した後、経費分析を行い、もっとも効率的かつ適正に管理を行っている施設を基準としたコスト削減を図ります。

・民間活力の導入

PPPやPFIなどの手法が活用できる場合は、施設の整備や管理における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

(2) 実施方針

①点検・診断等の実施方針

公共施設等の維持管理に当たっては、まず、利用や事故等に伴う破損等の状況把握のほか、経年劣化・損傷を把握するための日常的な巡視を行います。そして、さらに専門的見地からの状況把握を行うために定期的な点検・診断を実施します。

また、点検・診断等によらず同様の構造・工法等による危険性が指摘され、利用者の安全確保に重大な懸念が生じる場合は、当該公共施設等に限らず、同様の危険性が推測される類似の施設全体において、点検・診断等を実施し、安全確保に努めるものとします。

これらの点検・診断は、公共施設等を安全・安心な状態に必要な不可欠な取組であるが、施設の規模や性質等により、十分に取組が実施されていない状況もあり、今後、点検・診断の対象施設の拡大、施設管理者の技術力確保、点検・診断結果を生かした中・長期的な計画の作成による点検手順の構築等に取り組んでいきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

構造躯体の老朽化や建築設備の作動不良等による事故等を未然に防ぎ、建築物等の安全性を確保するため、学校や病院など一定の用途・規模を満たす公共建築物については、施設管理者に対し定期点検が義務づけられています。(建築基準法第12条(報告、検査等))

これからは、これらの建築物以外の施設についても、このマニュアル等を参考として、施設管理者が定期的に経年劣化状況・性能低下状況等を点検・調査して施設の状態を把握することに努めます。また、必要に応じて劣化診断を実施します。

(3) 安全確保の実施方針

劣化が著しく安全を確保できない公共施設等については、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講ずるものとします。ただし、老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない公共施設等については、まずは、立入禁止措置等を実施し、必要に応じて施設の除却等を行うなど、安全確保対策を実施するものとします。

(4) 耐震化の実施方針

国及び北海道では、建築物の耐震化目標を9割としています。

当組合としても、関係機関と協議しながら、国及び北海道との整合性を図り、今後とも計画的に耐震化を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等のうち、老朽化の状況の評価により今後も長く使い続け、期待される耐用年数までの使用を可能とするための効果的・計画的な保全措置を講じるとともに、LCC（ライフサイクルコスト）の縮減も考慮に入れた長寿命化を推進します。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

職員一人ひとりが、公共施設等の管理の意義や必要性を理解する必要があるため、全職員にこの計画の内容を周知させるなど、意識の共有化を図ります。これは職員ひとりが常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要であることを示し、そのために、各施設を管理する職員に対して技術的な講義等を行うと共に、計画に関する講義も取り入れ、職員の能力と意識向上に努めるなど必要な研修を行います。

また、公共施設を管理する上で、町民利用施設で導入している指定管理者制度や、可能な場合はPPPやPFIを活用し、事業の効率化や町民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

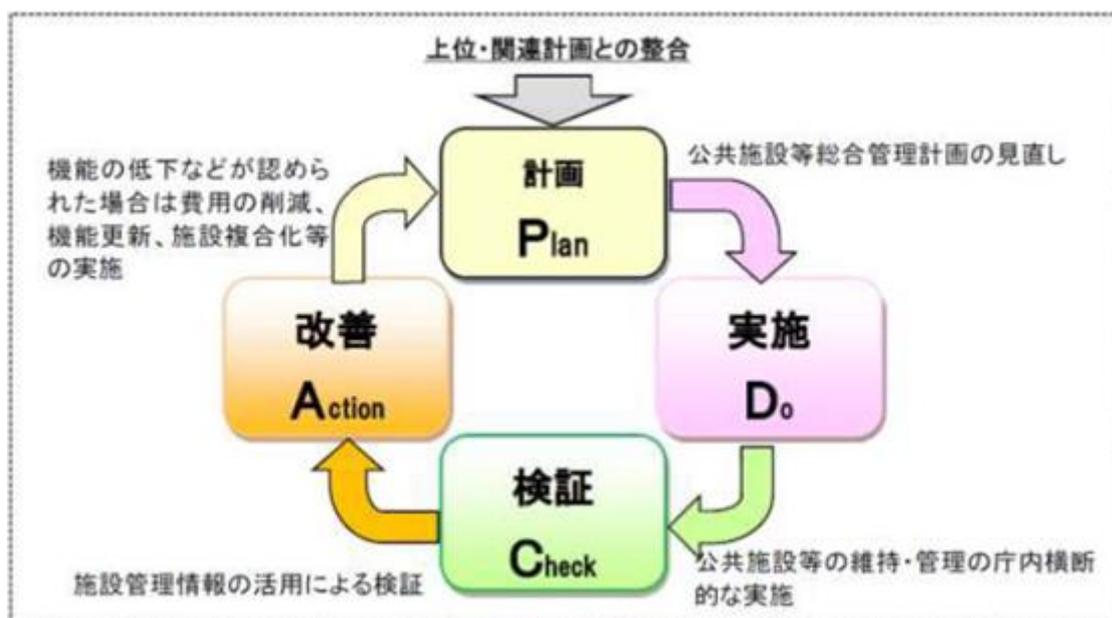


(7) ユニバーサルデザインの方針

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施策更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

5 フォロー体制に関する実施方針

この計画の内容については、今後新たに策定する個別計画をはじめ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、PDCAサイクル評価により、必要に応じ見直しを行います。



第3章 所属ごとの管理に関する基本方針

1 所属ごとの方針

■衛生センター

今後、処理能力の安定を図るため、次のとおり各衛生施設等の更新を計画するものとして
います。

事業年度/所属	汚泥処理センター	リサイクルプラザ	一般廃棄物最終処分場
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀灯交換(LED化) ・空調設備修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大系選別コンベア更新 ・機械式集塵機用配管修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックスケール及びデータ処理機更新 ・水銀灯交換(LED化) ・温水ボイラー給水管修繕
令和4年度		<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過式集じん設備改修 ・空調設備改修 ・空調設備改修 実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水処理施設計装設備改修(制御用PLC更新等) ・バキューム車更新 ・処分場施設シャッター改修
令和5年度		<ul style="list-style-type: none"> ・無停電電源装置本体更新 ・計装設備(現場)改修 ・ダンプ車更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設計装設備改修(計装機器更新)
令和6年度		<ul style="list-style-type: none"> ・計装設備(中央操作室)改修 	
令和7年度		<ul style="list-style-type: none"> ・磁選機アルミ選別機改修 	

■各消防署

今後、消防力強化のため、次のとおり各署の消防施設の整備を計画するものとしています。

事業年度/所属	松前消防署	福島消防署	知内消防署	木古内消防署
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 江良出張所新築工事基本設計業務委託 江良出張所新築工事実施設計業務委託 潜水土装備品(4式) 高規格救急自動車更新 救急搬送用アイソレータ 小型動力ポンプ更新 サイレン制御装置用PC 消火栓更新(7基) 	<ul style="list-style-type: none"> ホース乾燥昇降装置交換工事 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎車庫改修工事(車庫シャッター取替) 大型高所放水車修繕 消火栓更新(3基) 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材搬送車更新
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 江良出張所新築工事 潜水土資機材 消火栓更新(7基) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防ポンプ自動車(CD-I)更新 消防用資機材(救助器具含) 小型動力ポンプ付積載車更新(吉野分団) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防ポンプ自動車(CD-I)更新 空気呼吸器(3基) 消火栓更新(1基) 	<ul style="list-style-type: none"> 空気呼吸器ポンベ(6本) 小型動力ポンプ積載車更新(第四分団)
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> バッテリー式救助器具 司令車更新 非常用緊急通報受付指令装置更新 上川消防器具置場補修工事 消火栓更新(7基) 耐震性貯水槽新設工事(建石地区) 防火衣(16着) 	<ul style="list-style-type: none"> 高規格救急自動車更新 高度救急シミュレータ更新 管理監視制御卓PC 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎防水工事 車両格納資材庫改修工事 電動救助器具(スプレッダー) 空気呼吸器(3基) 小型動力ポンプ付積載車更新(小谷石第3分団) 消火栓更新(1基) 防火衣(10着) 	<ul style="list-style-type: none"> 防火衣(8着)
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 小型動力ポンプ積載車更新(小島分団赤神班) 管理監視制御卓PC 消火栓更新(7基) 防火衣(16着) 	<ul style="list-style-type: none"> 指令車更新 防火衣(12着) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防ポンプ自動車(水-II)更新 電動救助器具(カッター) 空気呼吸器(3基)・消火栓更新(1基) 防火衣(8着) 	<ul style="list-style-type: none"> 指令車更新 防火衣(8着)
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 小型動力ポンプ更新(大沢分団白神班) 消火栓更新(6基) 	<ul style="list-style-type: none"> 指令台購入 消火栓更新(3基) 防火衣(12着) 	<ul style="list-style-type: none"> 高規格救急自動車更新 空気呼吸器(3基) 電動救助器具(ラムシリンダー) 消火栓更新(1基) 防火衣(6着) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防ポンプ自動車(CD-I)更新 防火衣(8着)

※令和3年度から令和7年度までの事業計画は、消防計画掲載事業を記載しています。

(参考) 用語説明

1 有形固定資産減価償却率

有形・無形固定資産のうち、耐用年数の決まっているものは減価償却が必要になります。有形固定資産の減価償却の進展の割合を示しているのが、有形固定資産減価償却率です。減価償却率を見ることで償却の進展具合だけでなく、資産の古さを確認することもできます。

2 耐用年数

耐用年数とは、減価償却資産が利用に耐える年数をいいます。長期にわたり反復使用に耐える経済的に価値があるものの使用又は所有の価値の減価を、各年度に費用配分していく場合の計算の基礎となります。

3 PPP（トリプルピー）

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指す公会計システムをいいます。

4 PFI（ピーエフアイ）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。

5 LCC（ライフサイクルコスト）

製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階を総合的に考えたもので、訳語として生涯費用ともよばれ、英語の頭文字からLCCと略します。

製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味し、建物以外には土木構造物（橋梁、舗装、トンネル）等にも適用されています。

6 PDCAサイクル

「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」の4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善する手法をいいます。